

## 学校という特別な職場環境 ～教職員と児童生徒の関係～

セクハラやパワハラなどのハラスメントの多くは、力関係に差があるところで起こります。体罰も、児童生徒に対するパワハラと言えます。教職員は、子供との関係において「権力性」を有していることの自覚が必要です。



私と子供たちの関係はとても良好ですよ！  
教え子に対して体罰だなんて、私に限ってあり得ないです。

ちょっと待って！あなたが子供思いで、子供たちから慕われているのは否定しないけど、その考え方は危険だと思う。



危険…ですか？

どんなに素晴らしい先生も、子供から見たら強い力を持った存在だよ。無自覚に誤った指導をしないようにしたいね。



### (解説)

教職員によるスクール・セクハラ（※次ページ参照）や体罰は、大人と子供、そして指導する側と指導される側という関係性の中で発生します。

特に、教員は児童生徒を懲戒する権限があります。また、テストや進路指導など、児童生徒の将来に影響力を持っています。これらは、特定の教員だけが有する力ではなく、教員が制度的に有する力です。

まずは、教員自身が、子供との関係においては「権力性」を有していることを自覚する必要があります。例えば、普段、無意識に児童生徒にかけている言葉の中で、児童生徒に立場の強弱を感じさせる言葉（例えば「成績に響くぞ」）を思い浮かべてください。

学校は、未来を担う子供たちを育てる特別な職場です。私たちの持つ力はそのために与えられた権限であり、それは、教職員としての誇りにもつながるものです。特別な職場であることを、不適切な行為の言い訳にたくはありません。

### 誇りを胸に

#### 考えてみよう

- 児童生徒にかけている言葉の中で、立場の強弱を感じさせる言葉は何ですか
- 「この子供は模範的だ」と感じた際に、何かリスクはありませんか。
- 学校が、他の職場と違うと思うところは何ですか

## ◆ スクール・セクハラとは

「県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」では、セクシュアル・ハラスメントを「職員が他の職員、児童・生徒等及び関係者を不快にさせる性的な言動並びに児童・生徒等及び関係者が職員を不快にさせる性的な言動」と定義しています。

スクール・セクハラについては明確な定義はありませんが、一般的には、学校教育の場で起きる、教職員や児童生徒及び関係者によるセクハラ（さらには性暴力）を意味します。

スクール・セクハラが起きる背景には、「指導をうける者<指導をする者」「子供<大人」という二重の力の差があります。

また、教育実習生についても見落としてはいけません。教育実習は、教育職員免許状の授受を受けるために必要な単位修得のため学校として受け入れるもので、児童生徒と同様に「指導をうける者<指導をする者」という関係にあります。教育実習生と実習受入校の教員との間にも力の差があることを自覚することが必要です。

## コラム

### 学校は不祥事が起きやすい職場？

アメリカの性犯罪者治療の専門家であるティモシー・カーンは、性加害行動（わいせつ行為等）が起きるまでのプロセス上にある、行動を妨げるバリアを「4つの壁」としてまとめました。

この視点から、自分自身の壁に「厚みを出す方法」を話し合ってみましょう。

ティモシー・カーン 「4つの壁」	関連すると考えられる 「学校という職場の特徴」の一例
①動機の壁 性加害行動の欲求につながる満たされない 気持ちや状態の解消	・常態的な長時間勤務や日々の苦情対応 などの高ストレス環境
②内的壁 「やってはいけない」などの人間にある良心	・懲戒の権限 ・「子供のため」「将来のため」の生徒指導
③外的壁 被害者と2人だけで接触しないなどの外的 環境	・日常的に多くの時間を児童生徒と過ごす ・教科準備室など密室となる空間 ・人の目が少なくなる放課後という時間帯
④被害者の壁 被害者の抵抗	・教職員と児童生徒、大人と子供の力関係

## コラム

### 子供たちのために…そして問題は隠れる

教員にとって、児童生徒に教育的指導を行うのは大切な仕事の一つです。しかし、教育的指導と不適切な行為の境界線は、必ずしも明確ではありません。そのため、「子供たちのために熱心に指導した結果起こしたことであれば仕方ない」と、多少の問題は許容範囲だと考えてはいないでしょうか。

かつては、そのような考え方が社会的に許容される側面もありましたが、時代は変わりました。

時代の変化に鈍感なまま、「子供のためにやったことだからそっとしておこう」「他の子供たちが心穏やかに学ぶ環境を壊してはいけない」として、目の前の不適切な指導について、問題化することを避けていませんか。また、「部活動で勝利するためには、叩いて指導してもらって構わない」という保護者の言葉を真に受けていないでしょうか。

教員も保護者も学校は特別な場所だと考えていて、「子供たちのために」という大義名分のもと、「これはハラスメントではない。指導だ。」とえがちな考えがちです。また、学校の中では、子供の喫煙や暴力行為などの触法行為を警察に通報しない、治外法権的な感覚が根強いとも言われます。

しかし、子供たちは、身近な大人の姿をみて成長します。触法行為、例えば、体罰を放置することは、「暴力の肯定」という誤ったメッセージを子供たちに送ることにもなるのです。